

アドベンチストメディカルセンター  
歯科医師臨床研修プログラム

平成30年度版

宗教法人セブンスデー・アドベンチスト教団  
アドベンチストメディカルセンター

## アドベンチストメディカルセンターの病院理念と基本方針

### <病院理念>

こころと体の癒しのためにキリストのこころで  
ひとりひとりに仕えます

### <基本方針>

質の高い、誠実な医療を提供します。

病気の治療ばかりでなく、予防にも努めます。

体だけでなく、心とたましいの必要にも応えます。

患者様の権利を尊重します。

地域医療の必要に応えます。

## I. プログラムの名称

アドベンチストメディカルセンター歯科医師臨床研修プログラム

## II. プログラムの特徴と概要

はじめに、宗教法人アドベンチストメディカルセンターは、全世界に 500 以上の医療機関をもつアドベンチスト病院グループのひとつで、米国カリフォルニア州のロマリンド大学を拠点とする病院や診療所を世界各地に有しており、過疎地域の医療支援活動なども行っている。また、セブンスデー・アドベンチスト教会の教えを取り入れた健康的なライフスタイルの実践により、禁煙活動、食育教室、減量指導など予防医学を基礎とした健康増進活動も展開している。

当院における歯科医師臨床研修プログラムは、当院の病院理念、基本方針を十分に理解し、医療従事者として必要とされる技術習得はもちろんの事、身体的な癒しだけでなく、心と魂の痛みを共に解かりあえる全人的医療を提供できる歯科医師を育成することを目標としている。

歯科医師臨床研修においては、一般歯科診療はもとより、矯正歯科、小児歯科、有病者の歯科診療や口腔外科疾患および病棟（主に緩和ケア病棟）での口腔ケアまで患者様の全身状態を考慮して歯科診療を行えるよう基本的な知識、技能、態度を習得する。また、米軍基地や沖縄科学技術大学院大学（OIST）等からの外国人患者様への対応も経験する事により、国際性豊かな医療人を育成する。

## III. 歯科医師臨床研修の目標

本プログラムの目標は、患者様中心の全人的医療を理解し、歯科医師に求められる基本的な診療能力を身に付け、生涯にわたり幅広い歯科医療について知識・技能を習得する態度を養い、生涯研修の第一歩とすることである。

その具体的な項目を以下の通りとする。

1. 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者様及びご家族とのより良い人間関係を確立する。
2. 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
3. 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
4. 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
5. 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
6. 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常時フィードバックする態度・習慣を身に付ける。
7. 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
8. 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

#### IV. 施設概要

単独型臨床研修施設

##### 1) 施設名

宗教法人セブンスデー・アドベンチスト教団 アドベンチストメディカルセンター

##### 2) 所在地 沖縄県中頭郡西原町字幸地 868 番地

##### 3) 開設者 宗教法人セブンスデー・アドベンチスト教団

##### 4) 管理者 病院長 マツモト ノリス ヨシヒコ

##### 5) 研修プログラム責任者 当真 隆

##### 6) 指導歯科医 2名 当真 隆、宮本潔人

##### 7) 事務担当者 事務部長 宮城 洋

##### 8) 施設の概要（平成 29 年 3 月 1 日現在）

歯科医師数：常勤 4 名、非常勤 0 名

歯科衛生士数：常勤 11 名、非常勤 2 名

ユニット・チェア数:16 台、エックス線・歯科用CT室：1 室、医科用CT室：1 室、手術室 1 室

#### V. プログラムの管理運営体制

歯科医師臨床研修管理委員会を設置し、プログラムの管理運営を行う。

##### ① 研修管理委員会の名称と構成

名称：宗教法人セブンスデー・アドベンチスト教団 アドベンチストメディカルセンター  
歯科医師臨床研修管理委員会

委員長：マツモト ノリス ヨシヒコ（病院長）

副委員長：当真 隆（プログラム責任者・指導歯科医）

委員：佐久川政男（医局長）、宮城 洋（事務部長）、宮本潔人（指導歯科医）、大城秀隆（志尚会理事長・ライフデンタルクリニック宜野湾院長）、池原大介（総務課課長）、比嘉清美（歯科課長・歯科衛生士臨床研修プログラム責任者）、野田直美（歯科衛生士臨床研修プログラム副責任者）、新垣勝利（歯科主任）

##### ② 研修管理委員会の運営

研修管理委員会は、年に 2 回（3 月、9 月）定例会議を開催し、研修の管理、運営、研修歯科医師毎に研修内容の評価、さらには研修プログラムの見直しを行い、本研修の充実と質の向上を図る。

##### ③ 研修指導体制と医療事故への対応

歯科医師臨床研修は常に指導歯科医の直接指導下、あるいは指導歯科医以外の歯科医（いわゆる上級歯科医）と共に診療チームを形成して研修を行い、基本的な知識、手技並びに全身的な管理等を習得させる。また緊急時には、直ちに指導歯科医あるいは上級歯科医が

処置できる体制で行う。

#### ④指導歯科医

指導歯科医は、研修期間中に個々の研修歯科医について診療行為も含めて指導を行い、適宜目標達成状況を把握し、研修が遅滞なく進行できるよう研修歯科医に対し指導を行う。

#### ⑤研修歯科医の指導体制

アドベンチストメディカルセンター歯科に所属する 2 名の指導歯科医が研修歯科医の指導を担当する。

### VI. 研修期間

研修期間は 1 年間とする。

### VII. 到達目標

以下の「基本習熟コース」については、研修歯科医自らが確実に実践できることを基本とするものであり、研修修了後に早期に習熟すべき「基本習得コース」については、頻度高く臨床において経験することが基本である。各々の行動目標については歯科医師法に定められた範囲内で研修を行う。

#### 1. 歯科医師臨床研修・基本習熟コース

##### 【一般目標】

個々の歯科医師が、患者様の立場に立った歯科医療を実践できるようになるために、基本的な歯科診療に必要な臨床能力を身に付ける。

##### (1) 医療面接

##### [一般目標]

患者様中心の歯科診療を実施するために、医療面接についての知識、態度及び技能を身に付け、実践する。

##### [行動目標]

- ① コミュニケーションスキル（英語による会話も含む）を実践する。
- ② 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。
- ③ 病歴を正確に記録する。
- ④ 患者様の心理・社会的背景に配慮する。
- ⑤ 患者様・ご家族に必要な情報を十分に提供する。
- ⑥ 患者様の自己決定を尊重する（インフォームドコンセントの構築）。
- ⑦ 患者様のプライバシーを守る。
- ⑧ 患者様の心身における QOL（Quality Of Life）に配慮する。
- ⑨ 患者教育と治療への動機付けを行う。

##### (2) 総合診療計画

[一般目標]

効果的で効率の良い歯科診療を行うために、総合治療計画の立案に必要な能力を身に付ける。

[行動目標]

- ① 適切で十分な医療情報を収集する。
- ② 基本的な診察・検査を実践する。
- ③ 基本的な診察・検査の所見を判断する。
- ④ 得られた情報から診断する。
- ⑤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。
- ⑥ 十分な説明による患者様の自己決定を確認する。
- ⑦ 一口腔単位の治療計画を作成する。

(3) 予防・治療基本技術

[一般目標]

歯科疾患と機能障害を予防・治療・管理するために、必要な基本的技術を身に付ける。

[行動目標]

- ① 基本的な予防法の手技を実施する。
- ② 基本的な治療法の手技を実施する。
- ③ 医療記録を適切に作成する。
- ④ 医療記録を適切に管理する。

(4) 応急処置

[一般目標]

一般的な歯科疾患に対処するために、応急処置を要する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

[行動目標]

- ① 疼痛に対する基本的な治療を実践する。
- ② 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。
- ③ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。

(5) 高頻度治療

[一般目標]

一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。

[行動目標]

- ① 齲蝕の基本的な治療を実践する。
- ② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。
- ③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。
- ④ 抜歯の基本的な処置を実践する。

- ⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。
- ⑥ 口腔ケアのプラン立案、介助、実践および指導を行う。

(6) 医療管理・地域医療

[一般目標]

歯科医師の社会的役割を果たすため、必要となる医療管理・地域医療に関する能力を身に付ける。

[行動目標]

- ①保険診療を実践する。
- ②チーム医療を実践する。
- ③地域医療に参画する。

2. 歯科医師臨床研修・基本習得コース

【一般目標】

生涯にわたる研修を行うために、より広範囲の歯科医療についての知識、態度及び技能を習得する態度を養う。

(1) 救急処置

[一般目標]

歯科診療を安全に行うために、必要な救急処置に関する知識、態度及び技能を習得する。

[行動目標]

- ① バイタルサインを観察し、異常を評価する。
- ② 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。
- ③ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。
- ④ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。
- ⑤ 一次救命処置を実践する。
- ⑥ 二次救命処置の対処法を説明する。

(2) 医療安全・感染予防

[一般目標]

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する知識、態度及び技能を習得する。

[行動目標]

- ① 医療安全対策を説明する。
- ② 医療事故及びヒヤリ・ハットを説明する。
- ③ 医療過誤について説明する。
- ④ 院内感染対策（Standard Precautions を含む）を説明する。
- ⑤ 院内感染対策を実践する。

(3) 経過評価管理

[一般目標]

自ら行った治療の経過を観察評価するために、診断及び治療に対するフィードバックに必要な知識、態度及び技能を習得する。

[行動目標]

- ① リコールシステムの重要性を説明する。
- ② 治療の結果を評価する。
- ③ 予後を推測する。
- (4) 予防・治療技術

[一般目標]

生涯研修のために必要な専門的知識や高度先進的技術を理解する。

[行動目標]

- ① 専門的な分野の情報を収集する。
- ② 専門的な分野を体験する。
- ③ POS (Problem Oriented System) に基づいた医療を説明する。
- ④ EBM (Evidence Based Medicine) に基づいた医療を説明する。
- (5) 医療管理

[一般目標]

適切な歯科診療を行うために、必要となるより広範囲な歯科医師の社会的役割を理解する。

[行動目標]

- ① 歯科医療機関の経営管理を説明する。
- ② 常に、必要に応じた医療情報の収集を行う。
- ③ 適切な放射線管理を実践する。
- ④ 医療廃棄物を適切に処理する。
- (6) 地域医療

[一般目標]

歯科診療を適切に行うために、地域医療についての知識、態度及び技能を習得する。

[行動目標]

- ① 地域歯科保健活動を説明する。
- ② 歯科訪問診療を説明する。
- ③ 歯科訪問診療を体験する。
- ④ 医療連携を説明する。

## VIII. 到達目標の達成に必要な症例数と研修内容

当施設の「Ⅲ. 歯科医師臨床研修の目標」の達成に向けて、臨床研修施設の標準到達目標を症例数とレポート数で以下の表(アドベンチストメディカルセンター歯科医師臨床研修標準



到達目標) に示す。

研修歯科医の指導体制としては、2名の指導歯科医の指導の下、患者様を研修歯科医に担当し治療を行う「患者配当型」と研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者様の症例を配当する「症例配当型」にて臨床経験を積み上げて行く。症例数の数え方としては、治療の流れを連続して経験した場合を1症例としてカウントする(全ての流れを経験する事が望ましい)。

また、当施設で臨床経験の出来なかった研修内容に関しては、レポートを作成し、指導歯科医の評価を受け目標達成とする。

### アドベンチストメディカルセンター歯科医師臨床研修標準到達目標

#### A. 一般的事項

##### 1) 以下の基本的診察法を実施し、所見を理解する

研修内容	症例数	レポート数	標準到達目標 1. 基本習熟コース 2. 基本習得コース
(1) 医療面接 (主訴, 愁訴, 来院動機, 現病歴, 全身既往歴, 局所の既往歴, 家族歴, 患者背景, 患者・家族との適切なコミュニケーション)	20		1-(1). 医療面接
(2) 全身の観察 (バイタルサインと精神状態のチェック, 常用薬剤のチェックなど)	20		1-(2). 総合診療計画
(3) 口腔外診察 (視診, 触診, 打診, 開口度の診査, 顎関節の診察など)	20		1-(2). 総合診療計画
(4) 口腔内診察: 視診, 触診, 打診, 歯列・咬合の診査, 齶蝕の診察など	20		1-(2). 総合診療計画
(5) 概形印象および研究模型による診査: 咬合面ならびに隣接面の診査, サベイニング, 咬合器を用いた咬合検査, 咬合平面の診査	5		1-(2). 総合診療計画
(6) 成長発育の診察			1-(2). 総合診療計画
(7) 習癖・嗜好の診察: 日常生活上: 例えば飲食品では酒, タバコ, コーヒーなど	10		1-(2). 総合診療計画

##### 2) 以下の基本的検査法を実施, 指示, あるいはその結果を理解する。

(1) 歯周組織検査 (歯周ポケット測定, 歯垢染色, 歯肉出血指数, 排膿度, 歯の動揺, 歯根面の粗さ, アタッチメントレベル, ポケット内細菌, 口臭)	20		1-(2). 総合診療計画
(2) 齶蝕検査 (齶蝕病巣の検査, 齶蝕活動性の検査: 齶蝕リスク検査)	20		1-(2). 総合診療計画
(3) 歯髓 (温度診査, 電気歯髓検査, 根管細菌試験)	5		1-(2). 総合診療計画
(4) エックス線診査			1-(2). 総合診療計画
①口内撮影法: 二等分面法, 偏心投影法, 咬翼法, 咬合法など	20		1-(2). 総合診療計画

②口外撮影法：断層方式パノラマ撮影法，パナグラフィ撮影法，頭部後方向撮影法，Waters 法，Schuler 法，Grant-Lanting 法，頭部軸位撮影法，頭部エックス線規格写真撮影法，断層撮影法（顎関節断層撮影法）	20		1-(2). 総合診療計画
(5) MRI 検査（顎関節 MRI 検査を含む）			1-(2). 総合診療計画
(6) CT 検査（顎関節 CT 検査を含む）	2		1-(2). 総合診療計画
(7) 超音波検査			1-(2). 総合診療計画
(8) 核医学検査（シンチグラム）			1-(2). 総合診療計画
(9) 胸部および腹部単純 X 線写真読影			1-(2). 総合診療計画
(10) 顎口腔機能検査（咬合力検査，咀嚼能率検査，下顎運動検査，下顎運動路検査，摂食・嚥下機能検査（水飲みテスト），唾液腺機能検査，語音明瞭度検査，簡易構音検査）			1-(2). 総合診療計画
(11) 血液検査（末梢血液検査，血液生化学検査，感染症に関する検査，細菌学的検査（薬剤感受性試験））	2		1-(2). 総合診療計画
(12) 止血機能検査（止血検査，凝固系検査）	2		1-(2). 総合診療計画
(13) 循環機能検査（血圧測定，心電図検査など）			1-(2). 総合診療計画
(14) 呼吸機能検査（肺機能検査，血液ガス分析など）			1-(2). 総合診療計画
(15) 末梢神経機能検査			1-(2). 総合診療計画
(16) 顎顔面および口腔内写真の撮影	5		1-(2). 総合診療計画
(17) 金属アレルギー検査			1-(2). 総合診療計画
(18) 病理組織検査（細胞診断，試験切除）	2		1-(2). 総合診療計画

3) 以下の基本的治療（処置）法について，手技の適応を判断し，実施する。

(1) 滅菌法，消毒法		1	1-(3). 予防・治療基本技術
(2) 齶蝕活動性軽減処置（フッ素塗布，予防填塞など）	10		1-(3). 予防・治療基本技術
(3) ラバーダム防湿法	5		1-(3). 予防・治療基本技術
(4) 印象採取：概形印象，精密印象など	20		1-(3). 予防・治療基本技術
(5) 窩洞形成，支台歯形成	10		1-(3). 予防・治療基本技術
(6) 咬合採取：ゴシックアーチ描記など	10		1-(3). 予防・治療基本技術
(7) 齶蝕病巣の除去ならびにそれに対する修復処置	10		1-(3). 予防・治療基本技術
(8) 象牙質知覚過敏症に対する処置	10		1-(3). 予防・治療基本技術
(9) 歯髄処置：覆髄法（間接覆髄，直接覆髄），断髄法，抜髄法	5		1-(3). 予防・治療基本技術
(10) 感染根管処置（外科的歯内療法を含む）	3		1-(3). 予防・治療基本技術
(11) 支台築造，歯冠修復	3		1-(3). 予防・治療基本技術
(12) 歯周病の治療（基本治療，歯周外科，固定，メインテナンス）	10		1-(3). 予防・治療基本技術
(13) 口腔外科処置（抜歯，粘膜・骨膜切開，粘膜・骨膜弁作成，歯の分割，骨の削除，止血処置，縫合法，抜糸，抜歯窩治癒不全処置，排膿処置）	10		1-(3). 予防・治療基本技術
(14) 注射法：皮下注射，静脈注射，皮内注射，点滴			1-(3). 予防・治療基本技術
(15) 局所麻酔法（塗布麻酔法，浸潤麻酔法，伝達麻酔法）	20		1-(3). 予防・治療基本技術
(16) 歯の欠損に対する架橋補綴治療（ブリッジ，平行測定）	1		1-(3). 予防・治療基本技術
(17) 有床義歯の装着：部分床義歯，全部床義歯など	3		1-(3). 予防・治療基本技術

(18) 咬合調整（削合，修復，咬合誘導，バイトプレート）	5		1-(3). 予防・治療基本技術
(19) 顎関節に対する治療（バイトプレート，心理療法）		1	1-(3). 予防・治療基本技術
(20) ブラキシズムに対する治療（バイトプレート，心理療法）	2		1-(3). 予防・治療基本技術
(21) MTM：補綴前処置，歯周治療として			1-(3). 予防・治療基本技術
(22) 除去（充填物，歯冠修復物，ブリッジ，コア，根管異物，固定装置）	5		1-(3). 予防・治療基本技術
(23) 暫間補綴（冠，ブリッジ，即時義歯，固定装置）	5		1-(3). 予防・治療基本技術
(24) 再装着，修理（金属修復物，ジャケット冠，前装冠，メタルボンド）	10		1-(3). 予防・治療基本技術
(25) 旧義歯調整（床裏装，調整，粘膜調整，コンディショニング）	5		1-(3). 予防・治療基本技術

4) 以下の救急処置法を行い，必要に応じて専門医に診察を依頼する。

(1) 救急蘇生法			
① 1次救命（BLS）		1	2-(1). 救急処置
② 2次救命（ACLS）		1	2-(1). 救急処置
(2) 歯科治療時の全身的合併症とその処置法（神経性ショック，過換気症候群，高血圧発作，アナフィラキシーショックなど）		1	2-(1). 救急処置
(3) 感染対策としての医療事故への対処法		1	2-(2). 医療安全・感染予防
(4) 誤嚥に対する処置		1	2-(1). 救急処置 2-(2). 医療安全・感染予防
(5) その他			

5) 以下の項目を経験し，患者・家族と良好な人間関係を確立する（患者の質問に過不足なく，答えられる）。

(1) インフォームドコンセント（診断内容，治療方針，装置および予後，偶発症，代用治療法，カウンセリングとモチベーション，コミュニケーション技法，患者・家族のニーズと心理的側面の把握など）	20		1-(1). 医療面接 1-(2). 総合診療計画
(2) 小児患者に対する歯科治療（母親教室）	2		2-(4). 予防・治療技術
(3) 高齢者に対する歯科治療	10		2-(4). 予防・治療技術
(4) 全身疾患を有する患者（易感染者を含む）に対する歯科治療	10		2-(4). 予防・治療技術
(5) 障害（児）者に対する歯科治療			2-(4). 予防・治療技術
(6) 要介護者に対する歯科治療	2		2-(4). 予防・治療技術
(7) 歯科心身症や歯科恐怖症患者に対する歯科治療			2-(4). 予防・治療技術
(8) 感染症を有する患者への対応	2		2-(4). 予防・治療技術
(9) 患者の療養生活指導ならびに栄養指導	5		2-(4). 予防・治療技術

6) 以下の予防措置と保健管理を実施あるいは重要性を認識し，適切に対応する。

(1) 齲蝕抑制と管理（リスク判定，ブラッシング指導，フッ素塗布，予防填塞，生活指導，食生活指導など）	10		1-(3). 予防・治療基本技術 2-(3). 経過評価管理
(2) 歯周病の予防と管理（リスク判定，プラークコントロール，予防的スクーリング，メンテナンス，口臭予防）	10		1-(3). 予防・治療基本技術 2-(3). 経過評価管理

(3) 不正咬合の状態の把握と患者への説明	3		1-(3). 予防・治療基本技術 1-(2). 総合診療計画
(4) 口腔の健康の保持・増進のための総合的な定期管理計画の作成と実施（小児，成人，高齢者，障害者，要介護者，易感染者，感染者）			1-(3). 予防・治療基本技術 2-(3). 経過評価管理
(5) 学校健診，3歳児健診等の集団に対する歯科保健指導，歯科衛生指導	1		1-(3). 予防・治療基本技術
(6) 口腔ケア，口腔保健指導（要介護者，高齢者）	2		1-(3). 予防・治療基本技術

7) 以下のチーム医療を理解し，必要に応じて実施する。

(1) 専門医・専門歯科医，かかりつけ医・かかりつけ歯科医へのコンサルテーション	2		1-(6). 医療管理・地域医療
(2) 他科，他施設への患者の医療情報提供	2		1-(6). 医療管理・地域医療
(3) 医師，歯科医師，看護師，歯科衛生士，歯科技工士，放射線技師などとのチーム医療（各疾患治療，ケアにおける相互教育）		1	1-(6). 医療管理・地域医療
(4) 小児，高齢者，障害者，リスク患者，要介護者等の治療における保護者，介護者，付添いの家族，看護師とのチーム医療		1	1-(6). 医療管理・地域医療
(5) 他科との共診治療（高血圧症，糖尿病，出血傾向を有する患者，易感染性患者，感染症患者など）	2		1-(6). 医療管理・地域医療

8) 以下の医療記録を適切に作成し，管理する。

(1) 診療録	50		1-(3). 予防・治療基本技術
(2) 処方箋	10		1-(3). 予防・治療基本技術
(3) 歯科技工指示書	10		1-(3). 予防・治療基本技術
(4) 検査指示書	2		1-(3). 予防・治療基本技術
(5) 医療情報提供書	2		1-(3). 予防・治療基本技術
(6) 診断書および死亡診断書			1-(3). 予防・治療基本技術
(7) 保険レセプト			1-(3). 予防・治療基本技術
(8) 継続療養証明書			1-(3). 予防・治療基本技術

9) 医療における以下の社会的側面の重要性を認識し，適切に対応する。

(1) 歯科医師法，医療法などの関係法規，保健医療等の制度			2-(6). 地域医療
(2) 地域歯科保健活動（集団リスク診断，集団検診，集団に対する歯科保健指導および歯科衛生指導，地域特性の分析と歯科保健対策の立案など）			2-(6). 地域医療
(3) 訪問歯科診療	2		2-(6). 地域医療
(4) 医の倫理			2-(6). 地域医療
(5) 医療従事者の自己管理			2-(5). 医療管理
(6) 医療事故（医療過誤，院内感染）		1	2-(2). 医療安全・感染予防
(7) 放射線管理，医療被爆と障害		1	2-(5). 医療管理
(8) 経営管理		1	2-(5). 医療管理
(9) 医療情報の収集		1	2-(5). 医療管理
(10) 情報開示			2-(5). 医療管理
(11) 個人情報管理（守秘義務）		1	2-(5). 医療管理

10) 以下の診療計画・評価を実施する。

(1) POS (Problem Oriented System)に立脚した医療 (情報収集, プロブレムリストの作成, 治療方法と 術式の選択肢の提示, 治療計画の作成 (一口腔単位 としての治療計画の立案, 再評価))	10		2-(4). 予防・治療技術
(2) 症例の提示, 要約	10		2-(4). 予防・治療技術
(3) 検査結果, 治療結果の要約と記載	10		2-(4). 予防・治療技術
(4) 治療結果ならびに予後の判定	10		2-(3). 経過評価管理

B. 経験すべき症状あるいは病態

11) 以下の疾患あるいは病態に対する緊急措置を経験する。

(1) 急性歯髄炎	2		1-(4). 応急処置
(2) 急性発作を伴う辺縁性歯周炎	5		1-(4). 応急処置
(3) 急性発作を伴う根尖性歯周炎	5		1-(4). 応急処置
(4) 膿瘍	2		1-(4). 応急処置
(5) 修復物, 補綴装置の脱離・破損にともなう障害	10		1-(4). 応急処置
(6) 歯冠破折	3		1-(4). 応急処置
(7) 歯根破折	3		1-(4). 応急処置
(8) 歯の脱臼	2		1-(4). 応急処置
(9) 外傷性出血 (口腔内, 顔面)	2		1-(4). 応急処置
(10) 歯槽骨骨折			1-(4). 応急処置
(11) 顎顔面骨骨折			1-(4). 応急処置
(12) 顎関節脱臼			1-(4). 応急処置

12) 以下の頻度の高い症状あるいは病態に対する処置を経験する。

(1) 歯痛: 自発痛, 咬合痛, 打診痛, 冷・温水痛など	20		1-(5). 高頻度治療
(2) 歯の異常: 咬合異常, 萌出異常, 動揺, 変色, 破折, 食片の圧入など	10		1-(5). 高頻度治療
(3) 咀嚼障害: 歯の欠損, 不良補綴物, 歯や顎粘膜の疼 痛など	5		1-(5). 高頻度治療
(4) 義歯に関する異常: 破損, 不適合, 維持・安定不良, 疼痛, 咬傷, 口内炎	5		1-(5). 高頻度治療
(5) 口腔粘膜の異常: 歯肉の腫脹, 出血など	5		1-(5). 高頻度治療
(6) 歯周の異常: 歯肉炎, 歯周病など	20		1-(5). 高頻度治療
(7) 顎関節, 顎筋の異常: 開口障害, 疼痛, 関節雑音な ど	2		1-(5). 高頻度治療

13) その他の症状あるいは病態に対する処置を経験する。

(1) 口腔軟組織の異常: 口底, 頬, 顎下部, 舌などの腫 脹, 疼痛, 乾燥など	2		2-(4). 予防・治療技術
(2) 顔面領域の異常: 腫脹, 疼痛, 先天異常など	2		2-(4). 予防・治療技術
(3) 摂食・嚥下・構音障害		1	2-(4). 予防・治療技術
(4) 顎変形症			2-(4). 予防・治療技術
(5) 悪性腫瘍			2-(4). 予防・治療技術
(6) 末梢神経障害			2-(4). 予防・治療技術
(7) 口腔心身症			2-(4). 予防・治療技術
(8) 口臭症			2-(4). 予防・治療技術
(9) 審美障害 (審美歯科: 歯の漂白, 矯正, 審美外科)			2-(4). 予防・治療技術
(10) 睡眠時無呼吸症候群			2-(4). 予防・治療技術
(12) 全身麻酔の理解と実践(術前診察, 前投薬, 麻酔導			2-(4). 予防・治療技術

入,気管内挿管,麻酔維持,抜管,リカバリーなど)		
(13) 病棟における口腔ケア(ケアプランの立案,実践,評価,指導など)	5	2-(4). 予防・治療技術

## IX. 臨床研修の修了

### 1. 臨床研修の修了基準

#### (1) 研修実施期間

当施設での 1 年間の研修期間において、研修歯科医が以下に定める休止期間の上限を越えて 臨床研修を休んだ場合には、臨床研修修了と認めない。

##### ①休止の理由

研修休止の理由として認められるものは、傷病、妊娠、出産、育児、研修プログラムで定められた年次休暇、研究や留学等の多彩なキャリア形成、その他正当な理由がある場合。

##### ②休止期間の上限

1 年間の研修期間で、休止期間の上限は 45 日（当施設において定める休日は含まない）。

##### ③休止期間の上限を超えた場合の取り扱い

原則として、引き続き同一研修プログラムで研修を行い、45 日を越えた日数の研修を行う。

##### ④プログラム責任者の役割

プログラム責任者が、研修休止の理由の正当性を判定し、研修管理委員会とともに対策を講じ、臨床研修期間内に研修が修了するように努める。

### (2) 臨床研修の到達目標における達成度の評価

#### ①達成度の評価と研修修了

歯科医師臨床研修管理委員会が研修歯科医の臨床研修の評価を行い、研修修了を認める。

#### ②評価方法

厚生労働省令で示された到達目標「基本習熟コース」、「基本習得コース」のすべての項目を達成しなければ臨床研修の修了とは認めない。

臨床研修の到達目標に対する具体的な達成度は、研修手帳に基づく「アドベンチストメディカルセンター歯科医師臨床研修標準到達目標」の症例数、レポート数が達成されており、かつ症例報告会での口頭発表や発表原稿、各種セミナー・勉強会への出席状況、人物評価等で評価を行う。

### (3) 臨床歯科医としての適正の評価

以下の項目のいずれかに該当する場合は、臨床研修の修了を認めない。

#### ①安心、安全な医療の提供ができない場合

- ・医療安全の確保が危ぶまれる、又は患者との意志疎通に欠け不安感を与える等により、患者に危害をおよぼすおそれのある場合。

- ・一般常識を逸脱する、就業規則を遵守できない、チーム医療を乱す等により、医療の適切な遂行に支障を来す場合。

・研修歯科医本人の重大な傷病によって適切な診療行為が行えず、医療安全の確保が危ぶまれる、又は患者に不安感を与える場合。

以上の場合、研修管理委員会では、未修了や中断と判断することがある。

## ②法令・規則が遵守できない場合

医道審議会の処分対象となる場合には、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく再教育研修を行う。再教育にもかかわらず改善せず、患者に被害を及ぼす恐れのある場合には、研修管理委員会にて未修了や中断と判断することがある。

## 2. 臨床研修の修了認定

1 年間の研修終了時に評価を行い、満足すべき研修を行い得た者に対しては、歯科医師臨床研修管理委員会より臨床研修修了証を交付する。

## 3. 臨床研修修了証書

研修管理委員会は、臨床研修修了と認められた研修歯科医に対して、以下に掲げる事項を記載した、臨床研修修了証書を交付する。

- (1) 氏名、歯科医籍の登録番号及び生年月日
- (2) 修了した臨床研修に係わる研修プログラムの名称
- (3) 臨床研修を開始、及び修了した年月日
- (4) 臨床研修を行った臨床研修施設（協力型研修施設も含む）の名称

## X. 臨床研修の未修了

### 1. 臨床研修の未修了

臨床研修の未修了とは、研修歯科医の研修期間の終了に際する評価において、研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、研修管理委員会が当該研修歯科医の臨床研修を修了したと認めないことである。原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行う。

### 2. 未修了の手順

研修管理委員会は、研修期間の終了に際する評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修歯科医に対して、以下に掲げる事項を記載した臨床研修未修了理由書で通知する。

- (1) 氏名、生年月日、歯科医籍の登録番号及び登録年月日
- (2) 未修了の臨床研修に係わる研修プログラムの番号と名称
- (3) 臨床研修を行った臨床研修施設（協力型研修施設も含む）の名称
- (4) 臨床研修を開始、及び中断した年月日
- (5) 臨床研修を修了していないと認める理由

(6) 臨床研修を中断した時までの臨床研修の内容及び研修歯科医の評価

プログラム責任者は、研修を継続させる前に、当該研修歯科医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表を九州厚生局健康福祉部医事課に送付する。

#### XI. 研修歯科医の処遇

身分：研修歯科医（常勤）（但し、歯科医師免許取得後）

研修手当：月額 200,000 円（賞与、時間外手当、休日手当なし）

上記給与月額 は現行基準によるものであり、変更の可能性あり

各種手当：移動・引っ越し手当 100,000 円（上限額）

当直：無し

時間外勤務：無し

勤務時間：(月)～(木)、(隔週日曜日)：08:00～13:00、14:30～17:30、

(金)：8:00～12:00

休日：金曜日午後、土曜日、隔週日曜日、病院の定める休日

年次有給休暇：勤務半年後より 10 日

年末年始休暇（12 月 31 日～翌年 1 月 2 日）

宿舎：有り

院内個室の有無：医局内に個人デスク有り

保険：全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険有り、労働者災害補償保険適応有り

医師賠償責任保険：施設加入、個人加入任意

健康管理：健康診断（1 回／年）

学会加入費補助：1 学会の入会金、年会費補助有り

学会、研究会等への参加：可能（但し、自己負担）

その他の福利厚生、各種行事は正社員と同等

#### XII. 研修歯科医の募集及び採用方法

募集定員：2 名

募集方法：公募

応募必要書類：出願書、履歴書、卒業（見込み）証明書、成績証明書

健康診断書（健康診断書は、マッチング確定後の契約時に要提出）

選考方法：面接有り、筆記試験有り

募集時期：平成 29 年 6 月 1 日（木）～平成 29 年 8 月 17 日（木）

選考時期：平成 29 年 8 月 21 日（月）13:00～

マッチング利用の有無：有



XⅢ.プログラムに関するお問い合わせ先・資料請求

アドベンチストメディカルセンター事務部門

事務部長 宮城 洋 (ミヤギ ヒロシ)

〒903-0201

沖縄県中頭郡西原町字幸地 868 番地

Tel : 098-946-2834 (歯科直通)

Fax : 098-946-7137

E-mail : [hmiyagi@amc.gr.jp](mailto:hmiyagi@amc.gr.jp)